

第2章  
地域福祉を取り  
巻く状況

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

#### 1 少子高齢化の進行

##### (1) 人口の減少

大分県の総人口は、116万6,338人(2015年10月1日現在)ですが、本県の人口は平成6年以降減少傾向にあり、2035年には100万人、2045年には90万人を下回ることが見込まれています。

##### (2) 少子高齢化の進行

大分県の15歳未満の「年少人口」は、146,413人(2015年10月1日現在)ですが、5年前(2010年)と比較すると9,221人減少(△5.9%)しています。

15歳から64歳の「生産年齢人口」についても、657,169人(2015年)と、5年前と比較すると6万150人減少(△8.4%)しています。

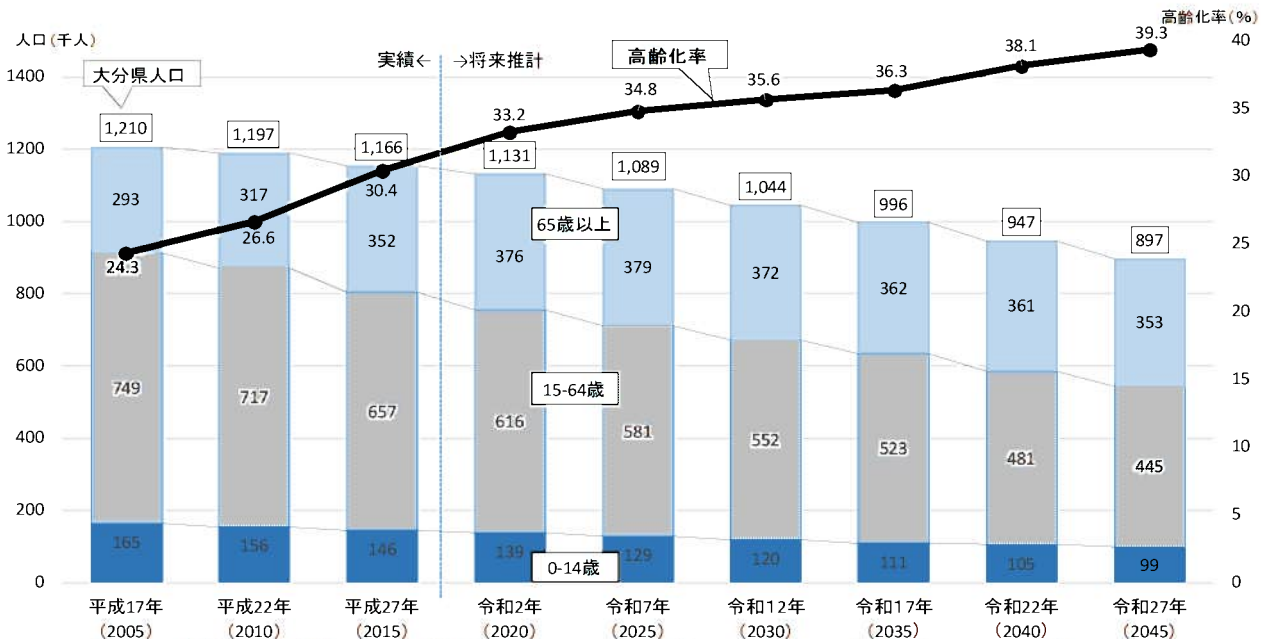
「年少人口」と「生産年齢人口」については、今後ますます減少する見込みであり、2045年には、2015年より3割以上減少し、それぞれ、9万9千人、44万5千人になる見込みです。

一方、本県の65歳以上の「高齢者人口」は、351,745人(2015年)となっており、5年前と比較すると34,995人増加(+11.0%)しています。

高齢者人口は、2025年の37万9千人をピークに減少に転じ、2045年には、2015年と同程度の35万3千人になると見込まれますが、高齢者の割合を示す「高齢化率」は、30.4%(2015年)から上昇を続け、2045年には39.3%に達すると見込まれます。

特に、85歳以上の高齢者は、6万1千人(2015年)から、10万3千人(2045年)に増加し、長寿化が今後一層進む見込みです。

#### 【人口・高齢化率推移】



※1. 平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月30日公表)」  
※2. 国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない

(単位:人)

区分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,130,771	1,089,084	1,044,038	996,732	946,917	896,653
0～14歳	164,541	155,634	146,413	139,099	128,920	119,767	111,412	105,073	99,257
15～64歳	748,872	717,319	657,169	615,668	581,021	552,367	522,980	481,160	444,584
65歳以上	292,805	316,750	351,745	376,004	379,143	371,904	362,340	360,684	352,812
65～74歳	149,225	147,780	169,848	178,375	154,374	134,402	126,914	136,480	139,732
75～84歳	107,244	120,825	120,579	123,523	144,805	150,876	131,247	115,469	110,136
85歳～	36,336	48,145	61,318	74,106	79,964	86,626	104,179	108,735	102,944
高齢化率(%)	24.3	26.6	30.4	33.2	34.8	35.6	36.3	38.1	39.3

## 2 世帯構造の変化

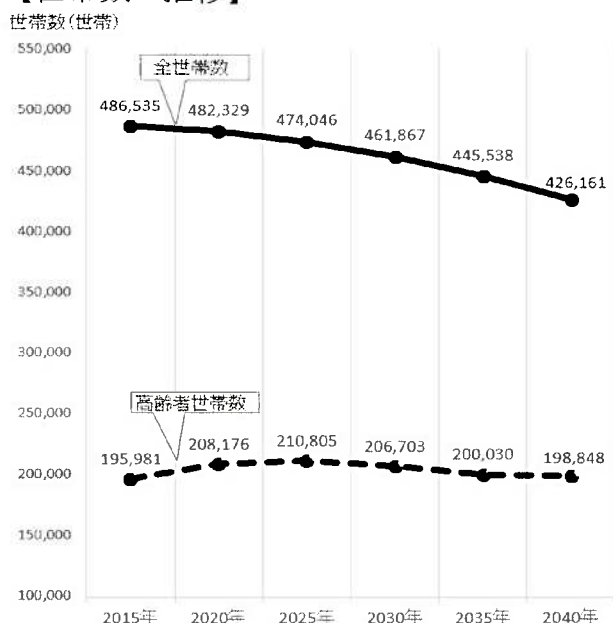
### (1) 世帯構成

本県の総世帯数は、48万6,535世帯(2015年10月1日現在)ですが、今後も減少を続け、2040年には、42万6千世帯と、2015年より6万世帯減少(△12.4%)する見込みです。

一方、高齢者世帯数については、19万5,981世帯(2015年)となっていますが、2025年まで増加を続け21万1千世帯に達した後、減少に転じ、2040年には19万9千世帯となる見込みです。

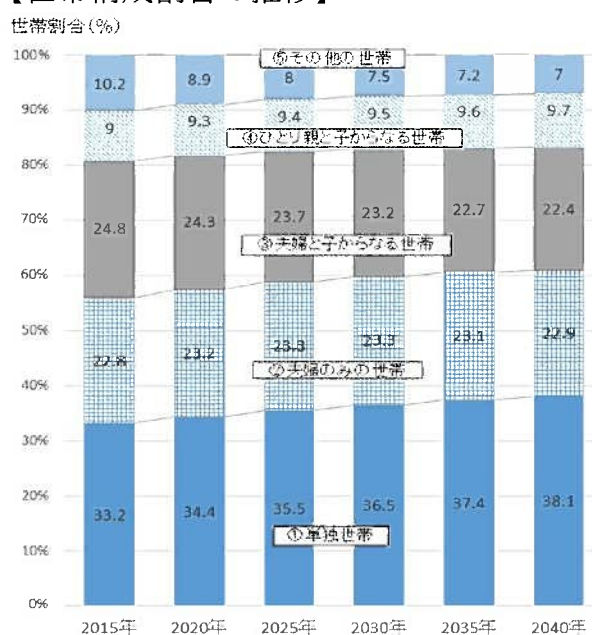
世帯構成については、今後、「① ひとり暮らし(単独)世帯」や、「④ ひとり親(ひとり親と子からなる)世帯」の割合が上昇する一方、「③ ふたり親(夫婦と子からなる)世帯」や、「⑤ 三世同居等(その他)世帯」は減少することが見込まれ、家庭内での家族による支え合い機能の低下が懸念されます。

#### 【世帯数の推移】



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月30日公表)」

#### 【世帯構成割合の推移】

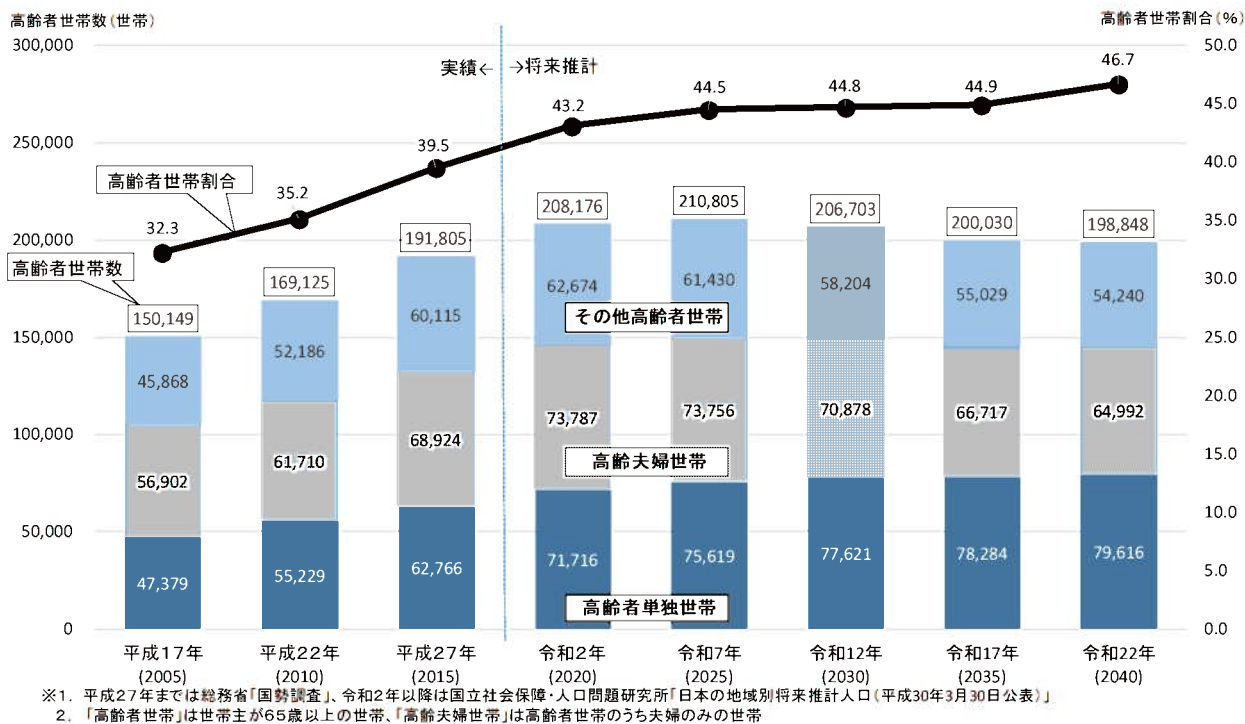


## (2) 高齢者のいる世帯の状況

本県の高齢者世帯数は、2025年の21.1万世帯をピークに減少に転じますが、全世帯に占める高齢者世帯割合については、その後も上昇を続け、2040年には全世帯の概ね半数(46.7%)が高齢者世帯となる見込みです。

ひとり暮らし高齢者(高齢者単独世帯)については、2025年以降も増加を続け、2040年には高齢者世帯の4割(40.0%)が単独世帯となる見込みです。

### 【高齢者世帯数の推移】



(単位: 世帯)

区分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
高齢者世帯	150,149	169,125	191,805	208,176	210,805	206,703	200,030	198,848
高齢者単独世帯	47,379	55,229	62,766	71,716	75,619	77,621	78,284	79,616
高齢夫婦世帯	56,902	61,710	68,924	73,787	73,756	70,878	66,717	64,992
高齢者世帯(その他)	45,868	52,186	60,115	62,674	61,431	58,204	55,031	54,240
高齢者世帯割合(%)	32.3	35.2	39.5	43.2	44.5	44.8	44.9	46.7

## 第2節 支援が必要な人の状況

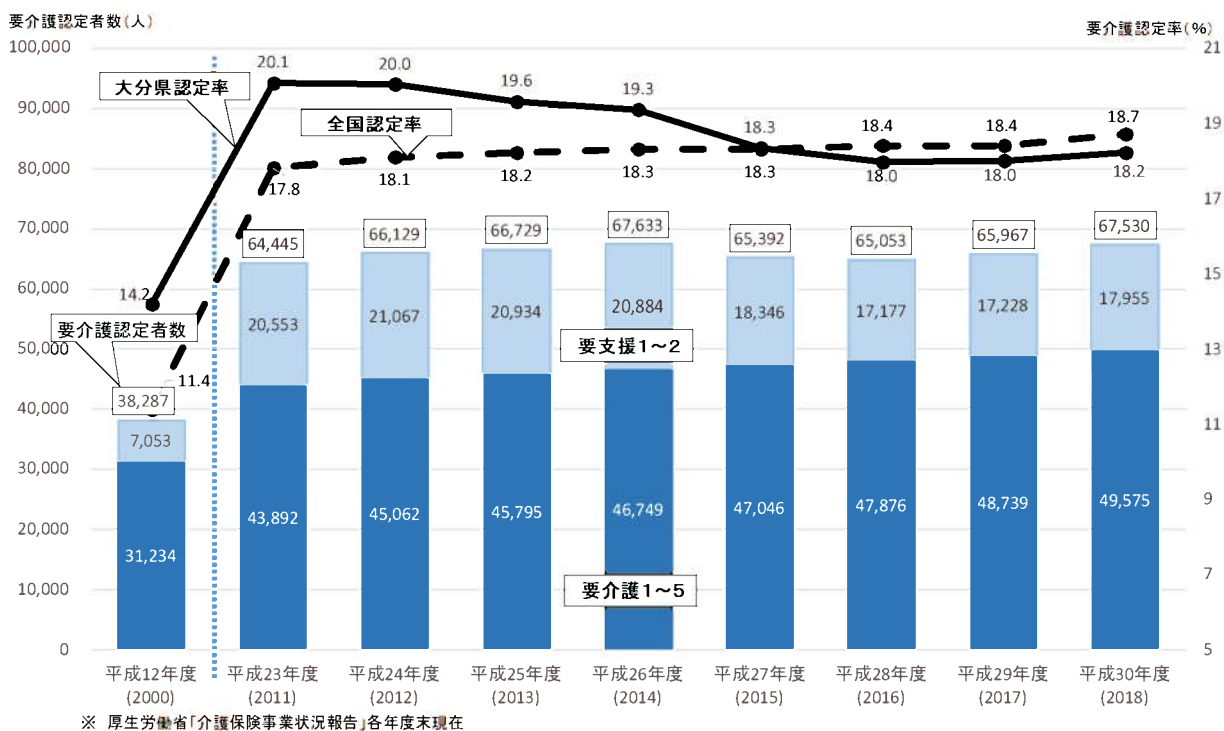
### 1 高齢者の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者の推移

本県の要介護認定率は、2011年度は20.1%でしたが、2015年度までに2%程度減少し、全国平均と同率(18.3%)となった後、横ばいで推移しており、全国平均を下回っています。

要介護認定者数については、2014年度まで増加し、約6.8万人となった後は、ほぼ横ばいの状況にあります。また、「要介護度別」にみると、要支援認定者数は減少している一方、要介護認定者数については増加傾向にあります。

#### 【要介護認定者数・要介護認定率の推移】



#### (2) 認知症高齢者の状況

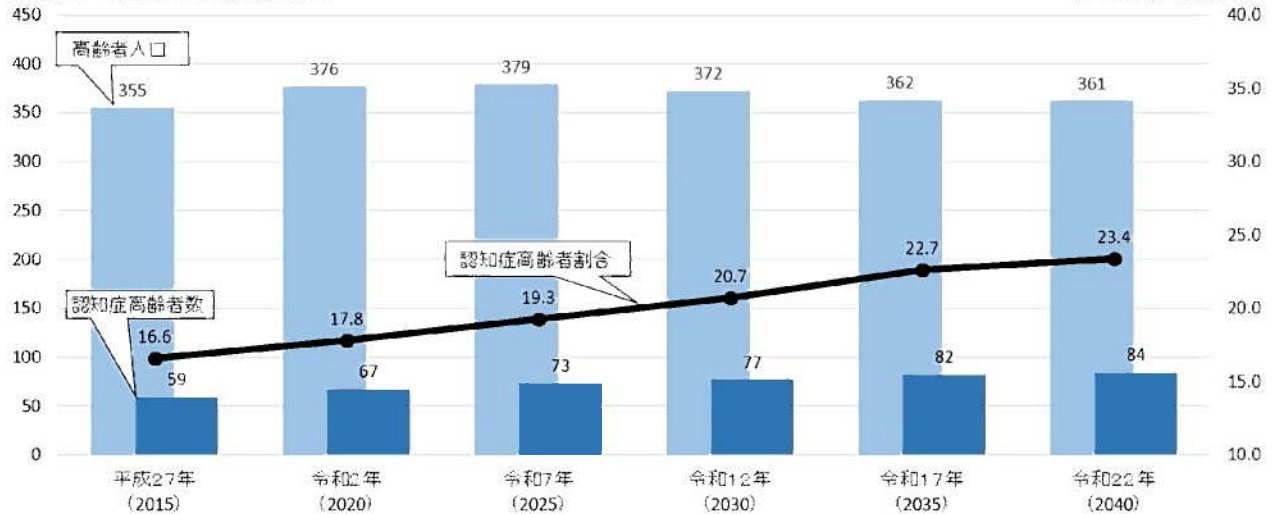
本県の認知症高齢者数(推計値)は、2015年は5万9千人となっていますが、高齢者人口が2025年(37万9千人)をピークに減少に転じた後も増加を続け、2040年には8万4千人となる見込みです。

認知症高齢者の割合についても、2015年の「高齢者の6人に1人程度(16.6%)」から、2040年には、「4人に1人程度(23.4%)」にまで上昇する見込みです。

## 【認知症高齢者数等の推移】

高齢者人口及び認知症高齢者数(千人)

認知症高齢者割合(%)



※1 高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年8月30日公表)」

※2 認知症高齢者数は、年齢区分別認知症有病率(厚生労働省)に基づき推計

## 2 障がい者の状況

### (1) 身体障がい者

本県の身体障害者手帳交付者数は、61,401人(2018年度末)となっていますが、2013年からの5年間で3,760人の減(△5.8%)と漸減傾向にあります。

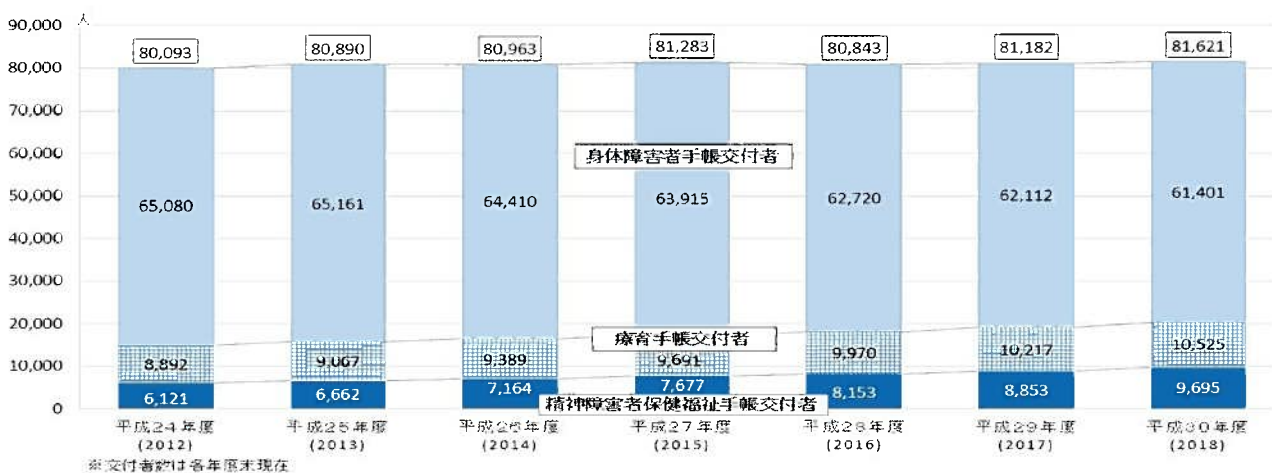
### (2) 知的障がい者

療育手帳交付者数は、10,525人(2018年度末)となっていますが、この5年間で1,458人(+16.1%)増加しています。

### (3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、9,695人(2018年度末)となっていますが、この5年間で3,033人増加(+45.5%)しています。

## 【障害者手帳交付者数の推移】



※交付者数は各年度末現在

### 3 児童の状況

#### (1) ひとり親家庭の状況

2015年のひとり親世帯数は、8,538世帯であり、その内訳は、母子世帯が7,778世帯(91%)、父子世帯が760世帯(9%)となっています。

ひとり親世帯割合(20歳未満の世帯員のいる世帯のうち父子家庭又は母子家庭の割合)については、2000年は5.0%でしたが、2015年には7.6%に上昇しています。

#### 【ひとり親世帯数・世帯割合の推移】



#### (2) 児童虐待相談対応件数の推移

2018年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,735件であり、2013年度からの5年間で806件増加(+86.8%)しています。

虐待の内容別にみると、児童虐待相談受付件数のうち、心理的虐待が520件と全体の54%を占め、次いで、身体的虐待が27%(264件)、ネグレクトが18%(166件)、性的虐待が1%(12件)となっています。

#### 【児童虐待相談受付・対応件数の推移】



※1. 児童虐待受付件数:当該年度中に児童相談所が新たに虐待相談として受理した児童数

※2. 児童虐待対応件数:当該年度中に児童相談所が虐待相談に関して対応した延べ件数(1児童について複数回の対応を行った場合はそれぞれを計上)

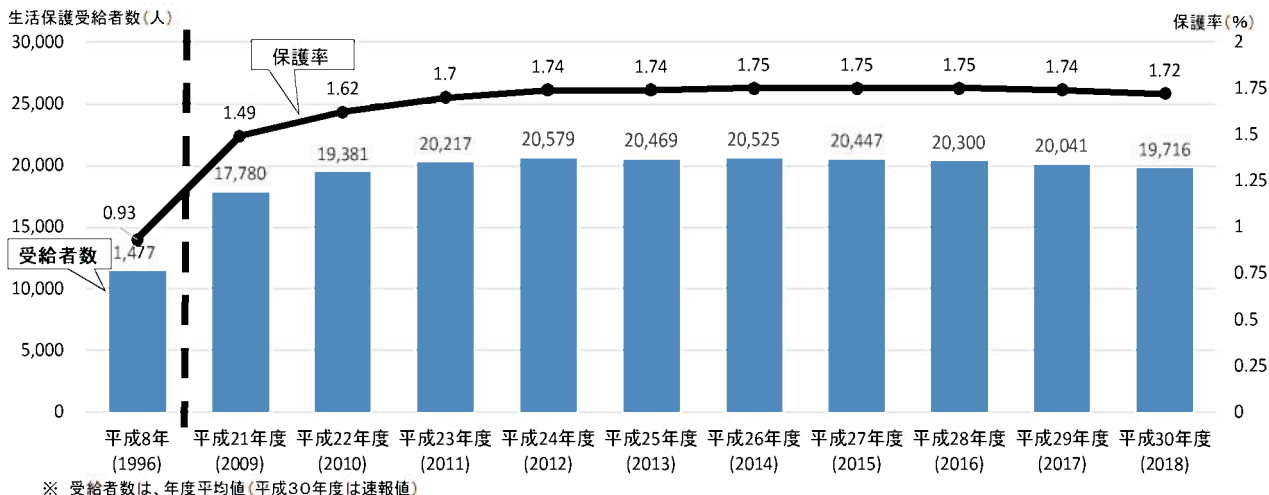
## 4 生活困窮者等の状況

### (1) 生活保護受給者数の推移

生活困窮者(注1)のうち、生活保護の受給者数は、2011年度に24年ぶりに2万人を超えた後、2012年度をピークとして、その後は緩やかな減少傾向にあり、2018年度の受給者数は19,716人となっています。

一方、保護率については2011年度に1.7%台に達して以降、ほぼ横ばいで推移しています。

#### 【生活保護受給者数・保護率の推移】

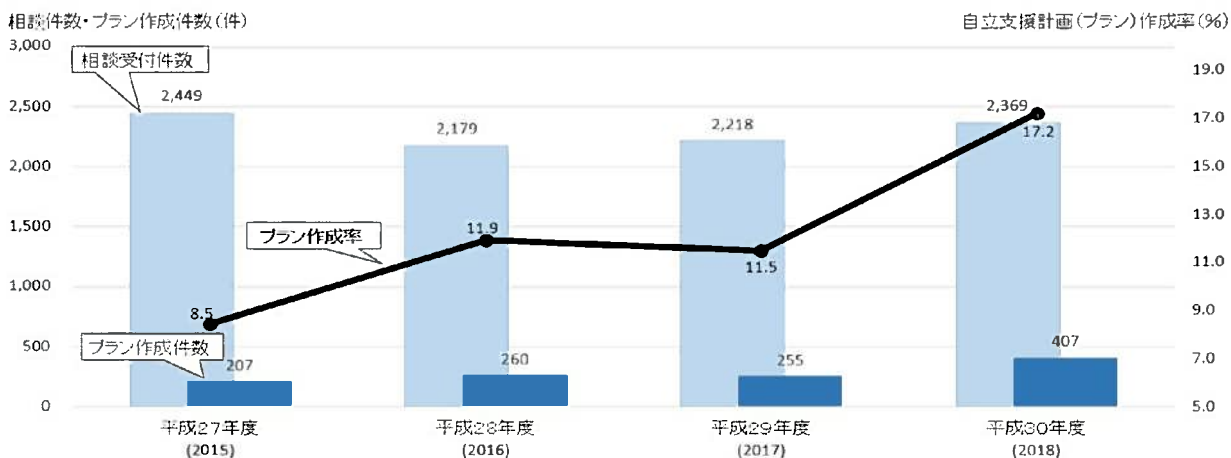


### (2) 生活困窮者自立支援制度の利用状況

2018年度に自立相談支援機関で生活困窮者からの相談を受け付けた件数は、2,369件であり、生活困窮者自立支援法施行(2015年度)以降の相談件数は2千件強で、ほぼ横ばいの状況となっています。

一方、自立支援計画(プラン)の作成件数は、年々増加しており、2018年度は407件であり、相談者のうち、プラン作成に至る方の割合も17.2%と前年度から5.7%上昇しています。

#### 【生活困窮者自立相談受付件数等の推移】



(注1) 生活困窮者:就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。



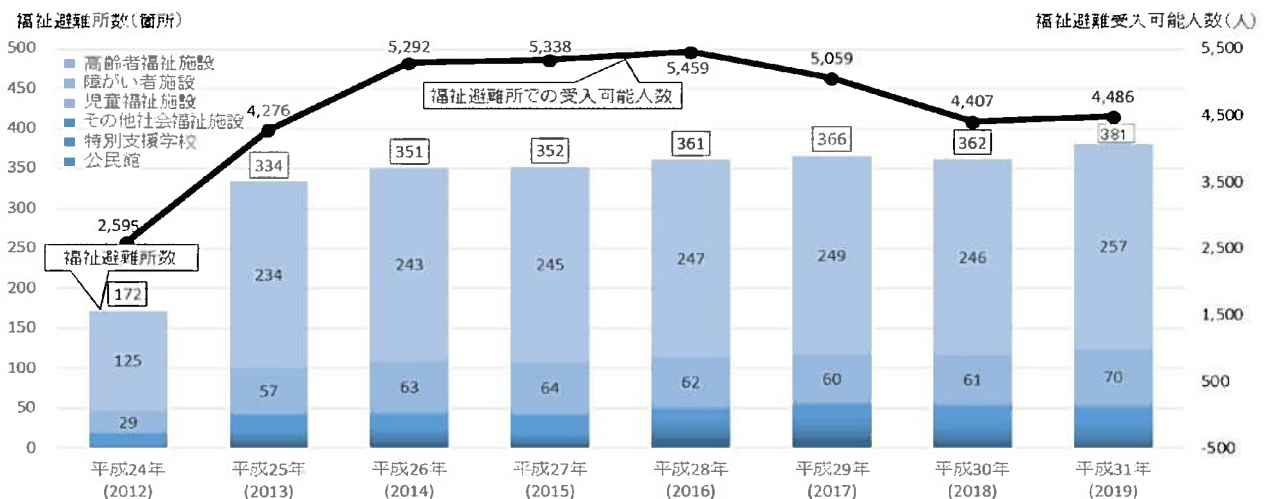
## 5 災害対策

### (1) 福祉避難所の指定状況

災害時に、高齢者や障がい者等の二次避難先となる「福祉避難所数」は、381か所(2019年)であり、2016年以降ほぼ横ばいで推移しているものの、受入可能人数は、各施設の入人数の見直し等により減少傾向にあります。

指定施設の内訳をみると、高齢者福祉施設が257か所、障がい者施設が70か所で、この2施設で全体の86%を占めています。

#### 【福祉避難所数等の推移】



### (2) 避難行動要支援者名簿の作成状況

災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者数」は、57,410人(2019年)となっており、県内全市町村で名簿作成が終了した平成28年以降は、6万人前後で推移しています。

本人の同意を得て、自主防災組織や民生委員等へ名簿情報を提供している要支援者の割合(関係者への名簿提供率)は、徐々に増加しており、2019年は名簿掲載者の約半数(48.7%)となっています。

#### 【避難行動要支援者数等の推移】

